

いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について

令和元年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）結果概要

1 調査対象

県内すべての公立小学校、公立中学校、義務教育学校、県立高等学校、県立特別支援学校、市町等教育委員会

2 調査の目的

本調査により、前年度および当該年度上半期における各学校等のいじめ防止等の取組や三重県いじめ防止条例を踏まえた取組状況を把握し、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の調査結果と合わせて、今後の各学校等におけるいじめ防止等に向けた取組の推進に資するものとします。

3 調査方法

各学校及び市町等教育委員会への質問紙による調査

4 調査結果の概要

※義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含まれています。

(1) いじめの認知件数（年度当初から9月末まで）

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H30(9月末現在)	1,516	446	126	12	2,100
R1(9月末現在)	1,575	527	123	9	2,234
R1-H30	59	81	▲3	▲3	134

本年度（平成31年4月から令和元年9月末）のいじめの認知件数については、昨年度（平成30年4月から9月末）と比較して、全体で134件増加しています。いじめを認知した学校数の割合は、小学校83.7%、中学校85.0%、高等学校74.6%、特別支援学校27.8%です。態様別では、認知件数のうち約60%が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が高等学校で24.4%であり、昨年度より6.1ポイント増加しています。

（参考）平成30年度（年間）のいじめの認知件数

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H30年度	2,282	623	187	13	3,105

（平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より）

(2) 学校の取組状況

① 「三重県いじめ防止条例」の周知啓発について

【児童生徒に対し、周知啓発を行った学校】

（単位：%）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	98.3	98.7	100.0	100.0	98.6
R1-H30	▲1.7	▲1.3	0	0	▲1.4

【保護者に対し、周知啓発を行った学校】 (単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	99.2	100.0	91.0	83.3	98.0
R1	98.0	99.3	91.0	72.2	96.8
R1-H30	▲1.2	▲0.7	0	▲11.1	▲1.2

②各校の「いじめ防止基本方針」に基づいた取組について

【全職員に共有が図られている学校】 (単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1-H30	0	0	0	0	0

【学校全体での組織的な取組がなされている学校】 (単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1-H30	0	0	0	0	0

(3) 市町教育委員会の取組状況

インターネットを通じて行われるいじめの問題も含め、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている市町は令和元年度上半期24市町で、昨年同時期と比べ増減はありません。

5 今後の対応について

令和元年度上半期のいじめの認知件数は、昨年同時期と比べ若干増加しました。いじめはどこの学校でもどこの子どもでも起こりうるものであり、いじめられている子どもを守るためにも、見えにくいいじめを早期に発見し、早期に対応することが重要です。

今後、教員の認知力を高め、いじめの早期発見につなげるため、市町等教育委員会や県立学校に対し、具体的な事例を踏まえたいじめの認知の在り方を示すことにより、いじめを見逃すことなく、いじめの定義に沿って正確に認知が進められるよう取り組みます。また、ピンクシャツ運動の取組や、いじめ防止応援サポーターの助力を得て、「三重県いじめ防止条例」のさらなる周知、徹底を図ります。さらに、すべての学校において「いじめ防止基本方針」の共有及び組織的な取組がなされているとなっているものの、いじめの認知の遅れや、初期段階での対応が重要なことから、「いじめ防止基本方針」の共有方法や、組織的取組の確認、改善を働きかけます。加えて、指導上困難な課題を抱える学校に対しては、専門家の派遣等による重点的な支援を行います。

6 参考資料

別紙による。(別-1～別-3)